

ま も な く 申 請 期 限 が く る 制 度

8月31日まで ・ 飲食店応援事業給付金（十日町市の給付金）
・ 月次支援金 6月分（国の支援金）
・ 緊急小口資金、総合支援資金（国の支援金）

9月 1日まで ・ セーフティネット保証制度4号（国の融資認定）

9月10日まで ・ 新事業チャレンジ補助金（新潟県の補助）

期限が過ぎると申請が出来ません。制度の内容を事務局に確認するなどして必要な情報を集めるようにし、申請を行っていきましょう。

緊急小口資金、総合支援資金は人によっては返済不要です

どちらも社会福祉協議会が窓口になります。緊急小口資金は20万円、総合支援資金は20万円×3カ月で最大60万円の融資を受けることができます。どちらも借り入れになりますが、返還時に住民税が非課税の場合は返済免除になりますので、売上の減少が続いたり、所得が低い家庭だと返済免除になる可能性が高くなります。生活にお困りの方は利用をご検討ください。

事務所に業種別の会員名簿を準備しました。仕事を振ったり、利用をする際の参考にして頂ければと思います。また、各支部の役員、支部長にも会員一覧をお渡ししますので、確認したい方は事務所にお越しいただくか、支部会議などで見せてもらうなどしてください。

お 盆 中 は 事 務 所 が お 休 み に な り ま す

13日（金）～16日（月）までお盆休暇とさせていただきます。急ぎの要件は担当事務局まで直接ご連絡ください。また、商工新聞はお盆明けの週はお休みになりますのでよろしくお願い致します。

大島：080-4374-9363 小杉：090-5516-7609

お盆期間中は県境をまたぐ移動が増え、帰省する方や県外の方が多く来られることが予想されます。そういった方と交流があった際は数日間は注意深く健康観察をし、異変を感じた際は医療機関の受診・検査の徹底をし、感染の可能性を考えて行動するようにしましょう。